

22 千環環第 196 号

平成 22 年 4 月 28 日

千葉県知事 鈴木 栄 治 様

千葉市長 熊 谷 俊 人

五井火力発電所更新計画環境影響評価方法書に対する意見について（回答）

平成 22 年 1 月 29 日付け、環第 1239 号により依頼のありました標記の件について、環境影響評価法第 10 条第 2 項の規定による環境の保全の見地からの意見を、別紙のとおり提出します。

担当：千葉市環境局環境保全部
環境調整課環境影響評価係
電話 043-245-5141
FAX 043-245-5553

五井火力発電所更新計画に係る「環境影響評価方法書」に対する意見

五井火力発電所更新計画に係る「環境影響評価方法書」について慎重に検討を重ねた結果、その内容について下記の意見を述べますので、知事意見の形成に際しては、本市意見を勘案願います。

記

1 環境影響評価全般に関すること

事業の計画にあたっては、対象事業による環境への影響を適切に把握し、環境への負荷を低減することが必要である。

このため、次の事項に配慮すること。

- (1) 環境影響評価の予測、評価の手法について、妥当性を具体的に示し、一般市民に分かりやすい内容で環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に記載すること。
- (2) 環境影響評価の実施にあたっては、方法書に記載されている内容を検証し、必要に応じ見直すこと。見直す場合はその内容と理由を準備書に記載すること。
- (3) 環境への影響の評価は、環境基準等との比較のみでなく、定量的な予測、評価により新旧設備の環境負荷量の対比を実施することが望ましい。

2 個別事項に関すること

(1) 大気質

ア 更新後の煙突の高さを 59m に設定した根拠を明らかにするとともに、一般市民にもわかりやすい内容で準備書に記載すること。

イ 煙突や建物の設計については、ダウンウォッシュの発生頻度を可能な限り抑制できるよう、煙突高や煙突と建物の相互位置関係を検討すること。

ウ 供用時の窒素酸化物の予測は適切な手法で行うこととし、年平均値においてもダウンウォッシュ等を考慮する必要性を検討して準備書に記載すること。

エ 従来の発電所では問題にならなかった大気質に関する項目についても、今回の施設については重点的に対応が求められる項目がある場合には、予測、評価すること。

(2) 騒音・振動

騒音、振動に関して、施工時及び供用時の予測、評価を実施しない根拠を明確に記述すること。

(3) 水質

ア 取放水設備の更新等に伴う浚渫工事及び港湾工事における水の濁り等による海域への影響を予測、評価すること。特に、濁りの拡散防止対策のために発生土砂量及び拡散防止方法を明らかにすること。

イ 温排水の予測に千葉火力発電所の調査結果を用いる場合は、補足調査等をして利用しうる妥当性を準備書に記載すること。

(4) 海域に生息する動植物

温排水による海域の動植物及び生態系に及ぼす影響を予測、評価するにあたっては、本事業だけでなく、他発電所からの温排水の相互効果を考慮すること。

(5) 景観

遊覧船の運航があることから、海上からの景観を考慮し、陸域4地点の調査地点に海域の1地点を加えて遠望の変化を予測、評価すること。

(6) 温室効果ガス

ア 地球温暖化対策として温室効果ガス等の評価にあたっては、他の類似施設の発電量当りの温室効果ガス排出量情報を整理し、本事業の発電量当たりの温室効果ガス排出量が低減されているか評価すること。

イ 温室効果ガスの調査、予測及び評価にあたっては、二酸化炭素に加え、一酸化二窒素やメタン等についても検討し準備書に記載すること。

ウ 本事業で整備する施設において、省エネルギー型の機器や設備を採用するなどの温室効果ガス排出削減対策について準備書に記載すること。

また、既存施設解体時及び新施設建設時においても省エネルギーに配慮し、その内容を準備書に記載すること。